(二)　差止請求関係業務を行う事務所の名称及び所在地
ア　差止請求関係業務を行う事務所の名称　公益財団法人暴力追放大分県民会議
イ　差止請求関係業務を行う事務所の所在地　大分県大分市荷揚町五番三十六号
(三)　認定をした日　平成二十五年二月二十八日

○国土交通省告示第二百四十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日
国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
四国縦貫自動車道	徳島市川内町鈴江東一丁目一番地から同市川内町鈴江東五番地まで	後	最小 一二四七	最大 一八二九六
		前	最小 一二四七	最大 一八二九六

（メートル）
七一

○国土交通省告示第二百四十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年三月十五日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日
国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国横断自動車道尾道松江線	島根県雲南市加茂町延野七二四番三から同市加茂町大崎一八一まで	平成二十五年三月十七日十時

○東北地方整備局告示第六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日
東北地方整備局長　徳山　日出男

第１　起業者の名称　東北電力株式会社
第２　事業の種類
１　特別高圧送電線西白河線新設工事
２　特別高圧送電線滑川線新設工事
第３　起業地
１　収用の部分　福島県須賀川市江持字荒池及び字大津上地内
２　使用の部分　福島県須賀川市江持字豆田、字荒池、字大津上及び字五林平地内
福島県郡山市田村町守山字権現壇、大供字西原及び御代田字中平地内
第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
⑴　第２の１に係る事業
申請に係る事業は、福島県須賀川市塩田字大渋沢地内の須賀川変電所から白河市大信増見字清水久保地内に建設中の西白河変電所までのこう長37.0㎞の区間（以下「西白河線区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線西白河線新設工事」（以下「西白河線事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
西白河線事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。
⑵　第２の２に係る事業
申請に係る事業は、福島県須賀川市塩田字大渋沢地内の須賀川変電所から同市仁井田字後北沢地内までのこう長9.9㎞の区間（以下「滑川線区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線滑川線新設工事」（以下「滑川線事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。
滑川線事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。
したがって、西白河線事業及び滑川線事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。
２　法第20条第２号の要件への適合性
起業者である東北電力株式会社は、電気事業法第３条の規定による電気事業の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条の規定による電気の供給義務を負っている。
また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、東北電力株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。
３　法第20条第３号の要件への適合性
⑴　得られる公共の利益
イ　第２の１に係る事業
東北電力株式会社管内に存する福島県白河市を中心とする地域（以下「福島県南地域」という。）の電力需要は、大規模工場の新設又は増設計画、電化住宅の導入戸数増加などを背景に、今後も産業用需要を中心に増加するものと想定されており、平成22年度実績の309.1MWに対し、平成27年度には383.9MWに達するものと見込まれている。
また、福島県南地域への電力供給に関しては、供給起点である須賀川変電所から154kV泉崎線を介した泉崎変電所への送電により行われており、154kV泉崎線は、１回線故障時においても電力供給に支障が生じないよう２回線で建設されているが、電力需要の増加に伴い、平成27年夏季ピーク時には、そのうちの１回線故障時において、送電容量超過により福島県南地域への電力供給に支障が生じるおそれがあると見込まれている。
西白河線事業の完成により、154kV泉崎線の潮流が軽減され、同線の１回線故障時における供給支障の発生を防止できることが認められる。
ロ　第２の２に係る事業
東北電力株式会社管内に存する福島県郡山市及び須賀川市を中心とする地域（以下「福島県中地域」という。）の電力需要は、小規模工場や商業施設等の新設又は増設計画、電化住宅の導入戸数増加などを背景に、今後も民生用需要を中心に増加するものと想定されており、平成22年度実績の137.5MWに対し、平成33年度には149.6MWに達するものと見込まれている。
また、福島県中地域への電力供給に関しては、供給起点である須賀川変電所から66kV南須賀川線を介した南須賀川変電所及び鏡石変電所への送電などにより行われており、66kV南須賀川線は、１回線故障時においても電力供給に支障が生じないよう２回線で建設されているが、電力需要の増加に伴い、平成33年夏季ピーク時には、そのうちの１回線故障時において、送電容量超過により福島県中地域への電力供給に支障が生じるおそれがあると見込まれている。
滑川線事業の完成により、66kV南須賀川線の潮流が軽減され、同線の１回線故障時における供給支障の発生を防止できることが認められる。
ハ　生活環境に及ぼす影響
本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、本件事業の工事による改変箇所は鉄塔工事用地周辺等の範囲に限られ、西白河線区間及び滑川線区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）の周辺を大規模に開発するものではないため生活環境等へ及ぼす影